

管理型最終処分場維持管理計画書

1 廃棄物の受入管理

(1) 事前の確認

大量の廃棄物が出る場合は、事前に排出者からの連絡を求め、当該廃棄物の受入日時の調整を行う。

(2) 受付作業

搬入車両ごとに、職員による聞き取り及び目視により施設の受入基準の適合状況を確認し、トラックスケールで廃棄物の種類ごとに重量の計測を行う。

2 埋立作業管理

(1) 荷卸し

職員の立ち合いのもと、指定したエリアでの荷卸しを行う。

(2) 敷均し、転圧作業

ア 重機により、敷均し、転圧を行う。

イ 石綿含有廃棄物を埋め立てる際は、敷均し、転圧作業は行わず、速やかにその表面を覆土する。

ウ ばいじん及び燃え殻を埋め立てる際は、飛散防止に留意し、速やかにその表面を覆土し、転圧作業は覆土の上から実施する。

(3) 埋立工法（準好気性埋立）の徹底

層状にて埋立を行う。

(4) 覆土

1日の作業終了時に覆土を行う。ただし、飛散する恐れのある廃棄物や悪臭が発生する可能性のある廃棄物を受け入れた場合などは、必要に応じて適宜行うこととする。

(5) その他

害獣、害虫の発生対策として、薬剤の散布を行う。

3 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

当該最終処分場においては、次の点検を実施する。

ア 日常点検

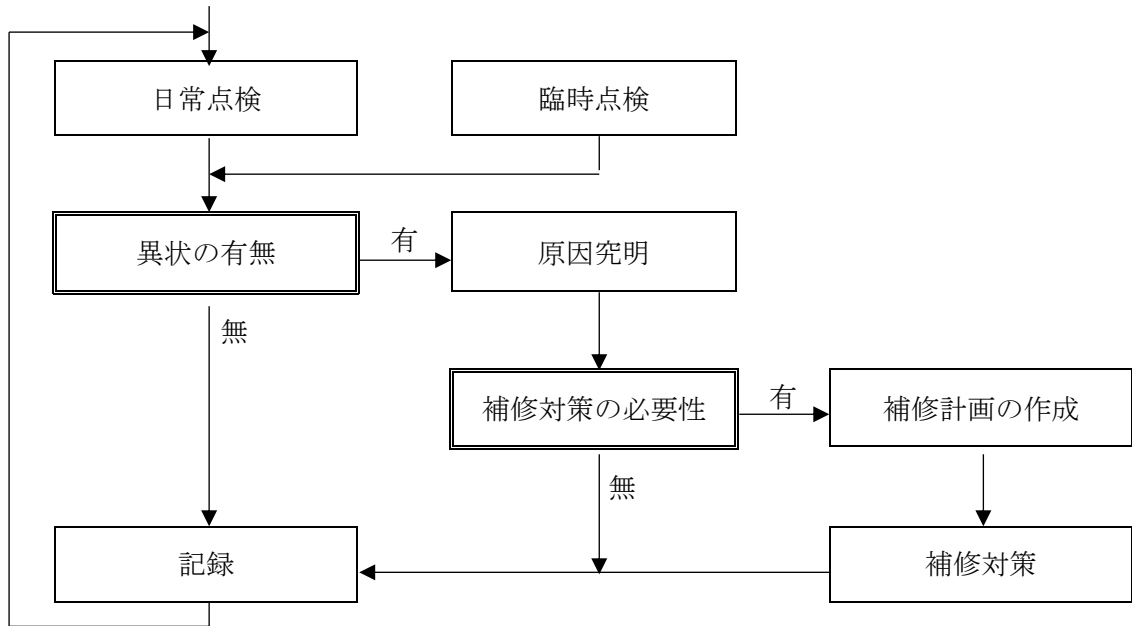
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

イ 臨時点検

大雨、地震時などの異常時に随時実施する点検。

(2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



(3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。ただし、大雨・地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、随時点検を実施する。

表1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
貯留構造物	外周への廃棄物の飛散及び流出	1回/月	目視
	悪臭の発生		
	害獣、害虫の発生		
	堤体、開渠への廃棄物・土砂のたい積		
	堤体からの漏水		
	堤体の亀裂		
	堤体の沈下		
	小段の浸食・崩壊		
	法面の浸食・先堀		
	法面のはらみだし		
	法面の崩壊・崩落		
	基礎地盤の沈下		
地山の滑落・崩壊			
立札	汚れ・損壊	1回/月	目視
	記載内容		
囲い	汚れ・損壊	1回/月	目視

遮水工	不織布は状態	1回/月	目視
	覆土の状況		
	シーートの穴あき、引き裂き傷		
	シーートの膨らみ、へこみ、突っ張り		
	シーートのひび割れ等の劣化		
	接合部の剥がれ、口あき		
	降雨後の湛水状況		
浸出水処理設備	使用電力量の確認	1回/日	目視
	浸出水の流入・流出水量、水温、水質		流量計/温度計/目視
	汚泥引抜き運転条件の設定	2回/年	確認/再検討
	汚泥引抜き確認	2回/月	確認・目視
	各処理装置、機器類の動作確認	1回/日	目視
	薬品使用量の確認		
	各水槽水位、pH値確認		
	各機器点検	1回/月	目視
調整池	立札、囲いの汚れ、損壊	1回/月	目視
	堤体の状況		
	遮水シーートの状況		
	きょう雑物の除去		
	原水ピットフリクトスイッチの異状		
	導水管の確認		
	水位の確認	1回/日	目視
	流入ゲート開閉度		
各種集排水設備	集排水管の破損、その他	1回/月	目視
	スケール付着、土砂たい積状況		
	被覆材の流出		
	水量		
その他の設備	支障の有無	1回/日	目視

(4) 異状発見時の対応

(3) の点検により異状が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について北海道上川総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 保有水等集排水設備・地下水採取設備

3年に1回を目途に洗浄を行うこととする。(水質検査の終了後に実施)

イ 計量設備 (トラックスケール)

2年に1回、計量法に基づく定期検査を受検する。

4 浸出水処理設備の維持管理

(1) 低温時の対応

冬季などの低温時は、加温槽を稼働させ常に水温を 15℃以上に維持して処理することとし、水温低下による処理能力の低下を防止する。

(2) 渇水時の対応

渇水時には、必要に応じて生物処理槽に栄養源の添加などを行い、槽内の微生物環境の維持を図る。

(3) 増水時の対応

ア 増水が予想される時期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留水量の削減に努め、必要に応じて調整池の堆積物の除去も実施する。

イ 調整池での貯留容量を超えるような想定以上の降雨となった場合は、埋立地と調整池との間の導水管に設けたバルブを閉じ、一時的に浸出水を埋立地内部に貯留し、浸出水の流出を防止する。

(4) 水量・水質変動への対応

処理水量や処理水質の変動に応じて、各処理水槽における滞留時間や薬剤の投入量等の調整を行い、適切な処理レベルの維持に努める。

(5) 汚泥の処理

浸出水処理設備の運転に伴い発生した汚泥は、付帯する脱水設備で脱水処理を行った後、埋立地で埋立処分する。

(6) 職員への教育

浸出水処理設備の運転マニュアルを整備し、その内容について職員に周知徹底する。

5 モニタリング

施設の機能、周辺の環境に与える影響及び廃止基準の達成状況などを把握するため、次のおりモニタリングを行う。

(1) モニタリング内容等

当該最終処分場におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

ア 埋立開始前

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	埋立開始前 1回	
	電気伝導率			
	塩化物イオン濃度			
	ダイオキシン類			

イ 埋立開始から廃止まで

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	1回/年	
	電気伝導率		1回/月	
	ダイオキシン類		1回/年	
処理原水	pH等	浸出水処理設備 原水槽	1回/週	※1
	排水基準等		1回/年	※2
放流水	pH等	浸出水処理設備 処理水槽	1回/月	※1
	排水基準等		1回/年	※2
	ダイオキシン類		1回/年	
悪臭	硫化水素臭	埋立エリア	随時	
残余容量	残余の容量	埋立地	1回/年	※3

ウ その他廃止基準関係（埋立終了後）

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
保有水等	pH等	埋立地内	1回/3月	※1、※4
	排水基準等		1回/6月	※2、※4
埋立ガス	発生量	ガス抜き設備	1回/3月	※5
	メタン濃度			
	二酸化炭素濃度			
	硫化水素濃度			
埋立地温度	埋立地内温度	ガス抜き設備（堅型管）	1回/3月	※6
	埋立地外温度	地下水採取設備（下流）		

※1 pH等とは、pH、BOD、SS、T-N

※2 排水基準等とは、排水基準項目、維持管理基準値設定項目のうちpH等以外の項目

※3 埋立地の残余の埋立容量について、原則として測量により確認する。なお、当該検査は、埋立終了後は実施しない。

※4 埋立終了後の最初の検査の結果によっては、検査は1回/年の頻度とし、水質が落ち着いてきた時点で、標記の検査頻度に変更する。

※5 埋立終了後の最初の検査でガスの発生が確認されない場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

※6 埋立終了後の最初の検査で埋立地内と埋立地外の温度の差が20℃未満である場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

6 情報管理

(1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお、作成した記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

ア 閲覧場所

富沢衛生センター 1階事務室

イ 閲覧時間

10時00分から15時00分まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

表2のとおりとする

表2 閲覧に供する記録及び備え置く期日

	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3	遮水工の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
4	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
	水質検査の結果	
5	地下水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	上記措置の内容	
6	調整池の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
7	浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
8	導水管等の防凍措置の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
9	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

(2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該焼却施設の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア 公表するホームページのアドレス

<http://www.aibetsu.hokkaido.jp> (愛別町ホームページ)

イ 公表期間

維持管理に関する情報 表2に定める備え置く期日から起算して3年を経過するまでの間

維持管理に関する計画 許可後から当該最終処分場の廃止までの間

7 埋立処分終了後の維持管理

(1) 埋立終了時の措置

ア 廃棄物の埋立終了時は、埋立地の開口部を50cm以上の土砂で最終覆土する。

また、覆土面は張芝により植生工を施す。

イ 発生ガス及び埋立地内外の温度を確認し、モニタリングの要否を確認する。

ウ 埋立終了後の検査の結果によって水質が落ち着いてきた時点から、2か年間において、保有水及び埋立ガス、地中温度が廃止基準を満たしたことを確認し、廃止確認申請書を北海道へ提出し、廃止の基準に適合していることについて確認を受けたのち、停止または終了するものとする。

(2) 廃止までの維持管理

埋立終了後には、3の施設の整備・点検計画の表1に次の項目を追加する。

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
覆い	損壊の有無	1回/月	目視